

平成26年雇第3号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第33条第1項により同月〇日から同年〇月〇日までに係る基本手当を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日に会社A（以下「事業所」という。）を離職し、同年〇月〇日、安定所長から受給資格の決定を受けた。

請求人は、離職理由が自己都合による退職ではなく、退職勧奨によるものであると主張したが、安定所長は、退職勧奨はなかったとして、同年〇月〇日付けで請求人に対して法第33条第1項に基づく給付制限処分（以下「本件処分」という。）を行った。

請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、同年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

## 第3 原処分庁の意見

（略）

## 第4 争 点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした法第33条第1項による給付制限処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 安定所長は、請求人が事業主から退職勧奨を受けたとする事実は確認できないとして法第33条第1項に基づき本件処分をしたものであるが、請求人は、事業主からの退職勧奨を受けたと主張しているため、以下検討する。

(2) 請求人は、事業所の事務長であるB氏（以下「事務長」という。）から「退職考えてくれていますか、だったら、一ヶ月前に届を書いて下さいね。」との発言があったこと、及び退職届を作成したところ、何度も書き直しを求められ、最終的には3枚もの退職届を作成したことをもって、退職勧奨があったことの証左である旨主張している。

しかしながら、事務長の上記発言については、請求人のほかに同発言を見聞きした者はおらず、事実の確認は困難であると言わざるを得ず、また、仮に同発言があったとしても、その内容からみて退職を強要する趣旨であるとは評価できないものである。さらに、退職届の書き直しを求めたことについても、そのことゆえに退職の勧奨であったとは判断できず、また同届の記載内容からも退職を強いられたとの事実を推認することはできないものである。

(3) したがって、請求人の退職が退職勧奨によるものとは言えず、法第33条第1項に定める「正当な理由」があるとは認められないものと判断する。

(4) なお、平成〇年〇月〇日に事業所から請求人の口座に時間外手当の振り込みがされたこと、及び労働基準監督署長が同月〇日付けで請求人に対して労働者災害補償保険給付の給付決定を行ったことは事実であると確認できるものであるが、当該事実については、本件処分に係る判断を左右するものではない。

3 以上のとおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした同月〇日から同年〇月〇日まで係る基本手当を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。